

(平成26年3月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	16 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 48 年 7 月から 49 年 1 月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 48 年 7 月から 49 年 1 月まで

A 社を退職した昭和 47 年 1 月頃に B 区役所で国民年金の加入手続を行った。両申立期間の国民年金保険料について、金融機関を利用して納付したので、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 47 年 5 月頃に B 区役所で払い出されたと推認され、このことからすると申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を全て納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立人がそれぞれ 3 か月及び 7 か月と短期間である両申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、申立期間②は3万円、申立期間③は13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日  
② 平成 15 年 12 月 3 日  
③ 平成 16 年 7 月 26 日

申立期間について、賞与が支給されている上、厚生年金保険料も控除されていたのに、厚生労働省の記録によれば、当該期間に係る賞与の記録が無い。納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人から提出された取引明細表<フツウヨキン>（以下「口座の履歴」という。）により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、B市から提供された「平成16年度（平成15年中所得）市民税・県民税所得照会回答書」及び「平成16年分給与支払報告書」により、社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間②及び③に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思うとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③において、

事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、申立人から提出された口座の履歴で確認できる賞与振込額及びB市から提供された資料により確認できる社会保険料控除額より推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間②は3万円、申立期間③は13万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は当該期間に係る賞与の届出を行っていないとしている上、当該期間当時の事業主も当該供述のとおりで間違いないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、口座の履歴などにより、賞与の支給が確認できない上、経理及び社会保険事務担当者は、全員に賞与を支給しているわけではない旨、回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8281

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、申立期間①は3万円、申立期間②は5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 3 日  
② 平成 16 年 7 月 26 日

申立期間について、賞与が支給されている上、厚生年金保険料も控除されていたのに、厚生労働省の記録によれば、当該期間に係る賞与の記録が無い。納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る取引明細証明書により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、B税務署から提供された申立人の申立期間も含めた平成 15 年分給与所得の源泉徴収票及びC市から提供された 17 年度（16 年分）所得照会回答用証明書により、社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思うとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された取引明細証明書で確認できる賞与振込額、上記官公庁から提供された源泉徴収票及び所得照会回答用証明書により確認できる社会保険料控除額より推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は3万円、申立期間②は5万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は当該期間に係る賞与の届出を行っていないとしている上、当該期間当時の事業主も当該供述のとおりで間違いはないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、申立期間①は10万円、申立期間②は7万9,000円、申立期間③及び④は11万9,000円、申立期間⑤は10万9,000円、申立期間⑥は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日  
② 平成15年12月3日  
③ 平成16年7月26日  
④ 平成16年12月7日  
⑤ 平成17年7月7日  
⑥ 平成18年7月31日

申立期間について、賞与が支給されている上、厚生年金保険料も控除されていたのに、厚生労働省の記録によれば、当該期間に係る賞与の記録が無い。納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る普通・貯蓄預金補助元帳及び預金元帳（以下「口座の履歴」という。）により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認でき

る上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、賞与が支給されている場合、厚生年金保険料は控除されていたと思うとしている。

さらに、申立期間③から⑥までについては、B市C区から提供された申立人に係る「平成17年度市民税・県民税所得回答書」（16年分）及び同市D区から提供された資料により、社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された口座の履歴で確認できる賞与振込額及び同僚の賞与支給明細書から推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は10万円、申立期間②は7万9,000円とし、口座の履歴で確認できる賞与振込額及びB市から提供された資料により確認できる社会保険料控除額より推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間③及び④は11万9,000円、申立期間⑤は10万9,000円、申立期間⑥は15万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から⑤までに係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は当該期間に係る賞与の届出を行っていないとしている上、当該期間当時の事業主も当該供述のとおりで間違いがないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は賞与の届出を行っていないとしているものの、当該期間の事業主は上記の事業主と異なるところ、同事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、申立期間①は11万8,000円、申立期間②は10万円、申立期間③は11万9,000円、申立期間④及び⑤は13万1,000円、申立期間⑥は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日  
② 平成 15 年 12 月 3 日  
③ 平成 16 年 7 月 26 日  
④ 平成 16 年 12 月 7 日  
⑤ 平成 17 年 7 月 7 日  
⑥ 平成 18 年 7 月 31 日

申立期間について、賞与が支給されている上、厚生年金保険料も控除されていたのに、厚生労働省の記録によれば、当該期間に係る賞与の記録が無い。納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る普通・貯蓄預金補助元帳及び預金元帳（以下「口座の履歴」という。）により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認でき

る上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思うとしている。

さらに、申立期間③から⑥までについては、B市C区から回答があった平成16年から18年までの申立人に係る社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された口座の履歴で確認できる賞与振込額及び同僚の賞与支給明細書から推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は11万8,000円、申立期間②は10万円とし、口座の履歴で確認できる賞与振込額及びB市から提供された資料により確認できる社会保険料控除額より推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間③は11万9,000円、申立期間④及び⑤は13万1,000円、申立期間⑥は15万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から⑤までに係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は当該期間に係る賞与の届出を行っていないとしている上、当該期間当時の事業主も当該供述のとおりで間違いないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間⑥に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は賞与の届出を行っていないとしているものの、当該期間の事業主は上記の事業主と異なるところ、同事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、9万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 23 日

A社に係る厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る預金通帳の口座の履歴により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、申立人から提出されたA社発行の平成15年分給与所得の源泉徴収票により、社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思うとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人か

ら提出された預金通帳の口座の履歴で確認できる賞与振込額及び源泉徴収票により確認できる社会保険料控除額より推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、9万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は当該期間に係る賞与の届出を行っていないとしている上、当該期間当時の事業主も当該供述のとおりで間違いがないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、申立期間①は11万6,000円、申立期間②は13万円、申立期間③は13万2,000円、申立期間④及び⑤は19万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日  
② 平成 15 年 12 月 3 日  
③ 平成 16 年 7 月 26 日  
④ 平成 16 年 12 月 7 日  
⑤ 平成 18 年 7 月 31 日

私がA社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。所持する一部の賞与支給明細書からも厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①、②、④及び⑤に係る賞与支給明細書により、申立人は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人から提出された申立期間③に係る預金通帳の口座の履歴により、申立人は、当該期間において、A社から賞与を受けていたことが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成 16 年分給与所得の源泉徴収票により、社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額と申立期間④に係る賞与支給明細書に記載された保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

加えて、複数の同僚から提出された申立期間③に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思うとしている。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 11 万 6,000 円、申立期間②は 13 万円、申立期間④及び⑤は 19 万 7,000 円とし、申立人から提出された預金通帳の口座の履歴で確認できる賞与振込額及び平成 16 年分源泉徴収票により確認できる社会保険料控除額より推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間③は 13 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から④までに係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は当該期間に係る賞与の届出を行っていないとしている上、当該期間当時の事業主も当該供述のとおりで間違いないと思うことから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間⑤に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は賞与の届出を行っていないとしているものの、当該期間当時の事業主は上記の事業主と異なるところ、同事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案8290

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月30日から同年4月1日まで

A社B工場から同社C工場へ転勤したが、昭和40年3月30日から同年4月1日までの厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。同一企業内の転勤であって、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の給与明細書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同僚がA社の一般的な異動日は月の初日であった旨供述していることから、昭和40年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿における昭和40年2月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 4 日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の取引銀行の普通預金口座の振込記録から、申立人はA社から申立期間において賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、申立人から提出された「平成18年分の所得税の確定申告書A」の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、A社の元事業主は、「賃金台帳等の資料は無いが、申立期間当時に支給した賞与については、その都度、社員全員から保険料控除していたはずである。」と供述しているところ、3人の同僚は、申立人の賞与について「会社は厚生年金保険料を申立期間の賞与から控除していたはずである。」としており、うち一人から提出のあった申立期間の賞与明細書において、賞与からの保険料控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記申立人の預金口座で確認できる賞与振込額、確定申告書Aで確認できる社会保

除料控除額及び同僚の賞与明細書により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を申立てどおりに納付したかは不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、40万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 29 日  
年金記録によると、A社における平成 18 年 12 月の賞与の記録が無いが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。申立期間について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B市の平成 19 年度所得課税証明書及びA社が給与計算事務を委託していた税理士事務所が保管する申立人に係る平成 18 年分所得税源泉徴収簿により、申立人は、平成 18 年 12 月 29 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿等による賞与額及び保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8296

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和63年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和37年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和62年8月19日から63年4月1日まで  
A事業所に臨時職員として任用され、B事業所に昭和62年5月7日から63年3月31日まで勤務していた。しかし、申立期間について、厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA事業所に係る辞令書及び昭和63年分退職所得の源泉徴収票並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、62年5月7日から63年3月31日までB事業所に継続して勤務していたものと認められる。

また、A事業所は「臨時的任用職員の厚生年金保険の適用条件を満たしている者は、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と回答している上、同事業所から提出された庶務担当者研修資料及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間当時に当該適用条件を満たしており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてB事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和62年7月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は1万5,000円、申立期間②は3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日  
② 平成 15 年 12 月 19 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は1万5,000円、申立期間②は3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8299

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を4万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 19 日  
年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8300

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日  
② 平成 15 年 12 月 19 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①及び②は3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8303

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月22日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、同社C工場から同社D工場に転勤した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間についても継続して同社に勤務していたので、第三者委員会で調査の上、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「A社D工場が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和43年11月1日であることから、申立人の同社C工場での資格喪失日を同日として届出するべきであった。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年9月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し

誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8304

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月22日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、同社C工場から同社D工場に転勤した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間についても継続して同社に勤務していたので、第三者委員会で調査の上、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「A社D工場が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和43年11月1日であることから、申立人の同社C工場での資格喪失日を同日として届出するべきであった。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年9月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し

誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

国民年金の加入手続を行っていないのに、A市役所から申立期間に係る国民年金保険料の納付書がまとめて郵送されてきたため、昭和49年12月か50年3月に同市役所の窓口で当該保険料を一括納付した。申立期間に係る国民年金保険料が未納の記録となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行っていないのに、A市役所から申立期間に係る国民年金保険料の納付書がまとめて郵送されてきたとしているが、同市では、申立期間当時、国民年金の加入手続を行わないと保険料の納付書は郵送しないと推測される、としている。

また、申立人は、昭和49年12月か50年3月にA市役所の窓口で申立期間に係る国民年金保険料を一括納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、50年4月頃に払い出されたものと推認されることから、申立期間に係る保険料を現年度納付及び過年度納付等により納付することは可能であったものの、同市では、申立期間当時、市役所の窓口では、保険料を収納していなかったと推測されるとしており、申立人の供述を裏付けることができない。

さらに、当委員会において氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和52年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から50年3月まで  
② 昭和52年4月から55年3月まで

申立期間①について、妻がA市役所で当該期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったので、免除の記録となっていないことに納得できない。

また、申立期間②について、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を併せて納付していたので、自分のみ保険料免除の記録となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金のことは妻に任せていたとしており、申立人の妻は、昭和49年12月から50年3月にA市役所で当該期間に係る自分の国民年金保険料を一括納付した際、申立人の当該期間に係る複数の年度にわたる国民年金保険料の免除申請手続をまとめて行ったとしている。

しかしながら、申立期間①当時の国民年金保険料免除制度は、申請のあった日の属する月の前月における直近の基準月から免除を承認することになっており、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年4月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間①の大半は免除申請できない期間

となる。

また、A市では、申立期間①当時、複数の年度にわたる国民年金保険料の免除申請は受け付けていないと推測されると回答していることから、申立人の妻の供述を裏付けることができない上、当委員会において氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間①に係る保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、その妻が当該期間に係る国民年金保険料を納付し、保険料の免除申請手続は行っていないとしている。

しかしながら、申立人の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申請免除の記録となっており、国民年金保険料の申請免除は申請に基づき行われるものであることから、申請が無いまま保険料の納付が免除されるとは考え難い。

また、申立期間②当時の免除申請手続は年度ごとに行うこととされており、行政側の年金記録事務において、同一人に対して3回にわたり過誤が生じたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間②に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできず、申立期間②に係る保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 関東（新潟）国民年金 事案 5370

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年9月までの期間、38年4月から39年3月までの期間及び同年10月から40年3月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年9月まで  
② 昭和38年4月から39年3月まで  
③ 昭和39年10月から40年3月まで

集金人を全面的に信用して、未納の無いように国民年金保険料を納付してきたので、申立期間①から③までの期間に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人を全面的に信用して、未納の無いように国民年金保険料を納付してきたとしている。

しかしながら、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市における国民年金保険料納付記録簿によると、申立人が初めて国民年金保険料を納付したのは昭和40年1月30日（納付の対象期間：昭和39年4月から同年6月まで）であり、39年3月以前の期間は未納又は申請免除となっている上、36年4月から同年6月までの期間及び39年7月から同年9月までの期間に係る保険料が、49年1月から50年12月までの期間に実施されていた第2回特例納付により遡って納付されていることが確認できることから、申立期間当時において、申立人が集金人を通じて保険料を納付するのは困難な事情があったと考えられる。

なお、A市は、集金人が徴収していたのは現年度分の国民年金保険料のみで、過年度分及び特例納付に係る国民年金保険料は取り扱っていなかつ

たと回答している。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び国民年金保険料納付記録簿を調べたが、申立期間①から③までの期間に係る国民年金保険料が過年度納付又は特例納付された形跡は確認できない。

さらに、申立人が申立期間①から③までの期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（長野）国民年金 事案 5372

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から49年12月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、父が行っていた。父は、国民年金制度を熟知しており、保険料の未納期間が6年以上もあるはずがないので、申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、その父は既に他界しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付について証言が得られないことから、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和51年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8286

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月頃から平成元年 4 月頃まで  
私は、昭和 59 年 8 月頃から平成元年 4 月頃までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。

厚生年金保険料が控除されていた資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していたことが確認できる複数の同僚が、申立期間頃に申立人が同社にB職として勤務していたと述べているとともに、申立人が保持しているC講習修了証（昭和 62 年 6 月 \* 日交付）の備考欄に同社の社名及び住所が記載されていることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社において勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚が、申立期間当時、A社の従業員の厚生年金保険の加入について「従業員の中には、手取りを多くするために厚生年金保険料を納めない人がいた。」と述べているとともに、事業主関係者の一人は「いつもらえるか分からない年金など掛けたくないという人がいた。手取りを多くするために仕方のないことだった。会社もその要求を断れなかった。」と述べていることから、同社では給与から厚生年金保険料の控除を望まない従業員については、厚生年金保険に加入させない扱いをしていたことがうかがえる。

また、複数の同僚が、「申立人がA社に入社したのは、従業員が 60 人から 70 人ぐらいに増えた時期だった。」と述べているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿で昭和 59 年 7 月 20 日から 61 年 10 月 1 日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は 41

人である上、申立人が覚えている同僚二人のうちの一人及び申立人と同日に交付されたC講習修了証を保持する他の同僚についても、当該期間における被保険者記録が認められないことから、同社では、申立期間当時、相当数の従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8287

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで  
私が、A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、昭和 39 年 10 月から同年 12 月までの標準報酬月額が低くなっていることに納得がいかない。

当時の給与辞令を提出するので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤めていた昭和 38 年から 40 年までの給与辞令を提出し、当該辞令において基本給の低下がないことから、申立期間について、標準報酬月額の記録が低くなっていることに納得がいかないと申し立てている。

しかしながら、B 社の事業主は、申立人の昭和 35 年 4 月から 40 年 10 月までの基本給及び一部期間の超過勤務手当が記載された資料を提出した上で、申立期間の報酬月額及び保険料控除額については確認することができないとしている。

また、上記期間のオンライン記録における標準報酬月額は、当該資料に記載されている基本給を大きく上回っており、給与支給額に占める諸手当の額が大きかったことがうかがえる。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人が記載されているページの前後 5 ページで昭和 39 年 10 月に定時決定が行われている者は 64 人確認できるが、申立人と同じく 38 年 12 月又は 39 年 1 月の随時改定で標準報酬月額が上昇し、同年 10 月の定時決定で当該月額が下降し

ている同僚が、申立人を含み 11 人認められる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人に係る標準報酬月額の見直し等の不自然な記録は見当たらず、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8288

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月頃 から 51 年 9 月頃 まで

私は、昭和 50 年 9 月頃 から 51 年 9 月頃 まで、A 市 B 地区 にあった C 社（現在は、D 社）に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の記録が無い。

厚生年金保険料を控除されていた資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の C 社の所在地に関する詳細な供述及び D 社の事業主の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が C 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D 社の事業主は、申立人の厚生年金保険料の控除について不明としている上、昭和 50 年 12 月、51 年 1 月及び同年 3 月からそれぞれ C 社に勤めている複数の同僚は「申立人を知らない。」と述べており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 9 月 1 日までの期間に被保険者資格を取得していることが確認できる 14 人の中に申立人の氏名は無く、当該被保険者原票の健保番号に欠番は無い上、記録訂正等の不自然な処理も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 12 月 26 日から 39 年 4 月 15 日まで

私は昭和 33 年 3 月に A 県から上京し、B 社に入社した。その後、同社は C 社に社名は変わったが、仕事も得意先も同じで継続して勤務していたところ、申立期間①の厚生年金保険の記録が無い。

また、申立期間②は、D 社を退職し、E 職として昭和 38 年の暮れに F 社に就職した時期であり、両社の間には、空白期間はないはずである。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、C 社の元事業主及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、B 社は昭和 34 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、C 社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、34 年 10 月 1 日であることが確認できることから、申立期間は、両社のいずれも適用事業所ではない期間である。

また、C 社の元事業主は、「申立期間は、B 社の社員を連れて、C 社を立ち上げた時期である。仕事は始めていたが、労働争議の関係でもめており、厚生年金保険の加入手続が、数か月遅れた記憶がある。当該期間の厚生年金保険料は、申立人の給与から控除していない。」と回答している。

さらに、申立人及び同僚は、「時期は定かではないが、1 か月ぐらい労働争議があり、仕事をしなかった記憶がある。その後、C 社に社名が

変わった。当該期間の保険料控除については、分からない。」と供述している。

- 2 申立期間②について、複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がF社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、同僚二人（E職、事務員）の厚生年金保険の資格取得日は、当該同僚が入社したとする時期の10か月から11か月後である上、当時、給与計算や社会保険事務を担当していた上記同僚は、「E職は、出入りが激しかったのでしばらく様子を見てから厚生年金保険に加入させたのかもしれない。」と供述していることから、F社においては、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから数か月後に加入させていたことがうかがえる。

また、F社は、昭和56年2月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、既に死亡している上、役員も連絡先が不明であり、事業主等から申立人の厚生年金保険料の控除等について確認できない。

- 3 このほか、申立期間①及び②に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月  
派遣社員としてA社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「派遣社員としてA社に勤務していた期間に支給された申立期間に係る賞与の記録が無い。」と申立てしているところ、事業主は、「申立人は派遣社員であり、派遣社員には賞与は支給していない。」としており、申立期間における申立人の賞与の支給が確認できない。

また、申立人が当時取引していた金融機関2行庫に申立期間当時の普通預金取引一覧表の提出を求め記載内容の確認を行ったところ、2行庫の普通預金口座に申立期間の賞与が入金された記録は見当たらない。

さらに、事業主は、「申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる資料等については保存期間を過ぎているため無い。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8293

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月  
年金記録によると、A社における平成 17 年 7 月の賞与の記録が無い。  
申立期間について、賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が給与計算事務を委託していた社会保険労務士法人が提出した同社の申立人に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は、申立期間について賞与は支給されておらず、厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

また、B市の平成 18 年度課税証明書及びC信用金庫の預金取引明細表の記録は、上記の賃金台帳の記載内容と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8295（埼玉厚生年金事案 742、4085 及び 7043 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 6 月末まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者資格取得日及び資格喪失日がオンライン記録と一致する上、申立期間に資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、同名簿において整理番号の欠番も認められないことなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 21 年 3 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、申立人から新たな資料の提出は無く、複数の同僚に照会したが、厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について具体的な供述が得られないことなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定に基づき、平成 22 年 9 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、再々申立てにおいて、申立人から新たな資料の提出は無く、複数の同僚に照会したが、厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について具体的な資料及び供述が得られないことなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定に基づき、平成 24 年 8 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「新たな資料は無いが、当時の状況を同僚に尋ねてほしい。」としており、改めて複数の同僚に照会し、回答があったものの、新たな供述や具体的な資料を得られなかった。

このほかに年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 8298

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月  
② 平成 15 年 12 月  
③ 平成 17 年 8 月  
④ 平成 17 年 12 月  
⑤ 平成 18 年 8 月

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 15 年、17 年及び 18 年の賃金台帳から、申立期間の賞与の支給は確認できない。

また、B銀行C支店から提出された申立人に係る「預金共通月中異動及び残高明細表」から、申立期間の賞与の振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8301

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 18 日から 35 年 10 月 16 日まで  
年金事務所の記録では、昭和 35 年 12 月 28 日に脱退手当金を受領したことになっているが、A社を退職した時、会社から脱退手当金の制度の説明を聞いたことも無く、また受給したことも無いので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後を含む 115 ページのうち、申立人と同じ昭和 35 年に資格喪失し、脱退手当金の受給資格の有る者 45 人の記録を確認したところ、37 人に脱退手当金の記録が有る上、申立期間当時は通算年金制度創設前であり、当時、年金を受給するためには厚生年金保険被保険者期間のみで 20 年以上の被保険者期間が必要であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿における申立人の欄には、「脱退手当金」の印が確認できるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 12 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8302

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで  
年金事務所の記録では、A社（現在は、B社）に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時は、夜間に高等学校に通学しながら、昼間に同社C営業所に勤務し、D業務に従事していた。  
A社が発行した身分証明書等を提出するので、調査し、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C営業所に勤務していた複数の同僚の名前を記憶しており、申立期間中に同社が発行した身分証明書及び同社が証明した定期券購入申込書を提出している上、申立人が昭和 41 年 4 月から勤務していたE事業所（当時）が保管していた申立人のF票により、申立人が申立事業所にアルバイトとして勤務していた旨の記載が確認できることから、申立人は、申立期間の一部において、申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、合併を繰り返しているため、申立人の人事記録は見当たらず、申立人の保険料控除については不明と回答している。

また、同僚 32 人に照会を行い 20 人から供述を得たところ、このうち申立人とは別の営業所に勤務していた同僚は、「私も、当該事業所には、定時制の高等学校に通学していた昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月までの 4 年間、アルバイトとして昼間勤務し、D業務に従事していたが、厚生年金保険には 41 年 9 月 1 日から加入している。事務担当者から、段階的に待遇を良くするという説明を聞いた記憶があるので、この事だったのではないかと考えており、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間については納得して

いる。」と供述していることから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、上記のほかに申立人の申立内容に関する供述は得られず、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 8305

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 31 日から同年 12 月 31 日まで  
国（厚生労働省）の記録では、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。第三者委員会で調査の上、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと主張しているところ、当該事業所は平成 4 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、元事業主は、「A社は既に倒産したため、申立期間当時の人事記録等関連資料は既に処分した。申立人の申立期間の勤務実態、厚生年金保険料控除については分からない。」と回答している。

また、同僚の一人は、「私を含め申立人のほか数人は平成 4 年 10 月 31 日でA社を辞めたはずである。同年 10 月 25 日に最後の給与が支払われた記憶があるので、申立期間には給与は支給されておらず、厚生年金保険料は控除されていないはずである。」と供述している。

さらに、申立期間当時に厚生年金保険被保険者記録のある同僚 9 人全員に照会し、前述の同僚を含め 4 人から回答があったが、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8306

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から 48 年 11 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、A区B地区にあった「C事務所」に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無かった。同事務所を退所する際には退職一時金等を受給した記憶も無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

昭和 44 年から 48 年までの「A区電話番号簿（職業別）」に、申立人の供述と所在地が一致する「D事務所」及びE職「F（氏名）」が掲載されていること、及び申立人が氏名を記憶している同僚二人のうち、所在が確認できた同僚一人が、「申立人は、44年2月頃から48年10月頃までD事務所に勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間においてD事務所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、D事務所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、前述の同僚は、「D事務所はF氏が従業員4人ほどで始めた事務所であり、厚生年金保険や健康保険には加入していなかった。」と供述しているところ、オンライン記録により、当該同僚が勤務していたとする期間は、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、D事務所の商業法人登記簿は確認できないほか、前述の「A区電話番号簿（職業別）」に記載されている所在地に現在、同事務所は無く、オンライン記録により、事業主の所在を特定することができないことから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（神奈川）厚生年金 事案 8307（新潟厚生年金事案 343、1266 及び関東  
厚生年金事案 7684 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から27年4月1日まで

昭和25年4月から27年3月までA社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、当該期間の被保険者記録が無かった。これは当時の社会保険出張所において、新規に加入した中小企業を対象に32年2月までの記録が消されたためである。

これまでに三度、第三者委員会に申立てを行ったが、当該期間については記録の訂正が認められなかった。

当時、社長から厚生年金保険被保険者証を手渡されたことは紛れもない事実であるので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の申立期間当時の専務の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年3月1日であり、申立期間は同社が適用事業所ではなかった期間であること、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員の中の一人は、「自分が昭和28年頃に入社した当時、A社は社会保険に加入していなかった。」と証言しており、別の一人は、「自分が昭和27年頃に入社した後、何年かたってからA社が健康保険及び厚生年金保険に加入し、そのときに健康保険被保険者証と厚生年金保険被保険者証を受け取った。」と証言していること、申立期間当時の事業主等は既に亡くなっており、申立てに係る事実を確認することができない上、申立人は給与明細書等を受け取った記憶が

無いとしていること、及びこのほかに申立期間当時、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことがうかがえる資料は確認できないことなどから、既に年金記録確認新潟地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 21 年 3 月 27 日付け、23 年 2 月 1 日付け及び当委員会の決定に基づき 25 年 8 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料や情報の提出は無いほか、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人が記憶している申立期間当時の A 社の社長、専務及び同僚の厚生年金保険の被保険者記号番号は、いずれも同社で昭和 32 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得した際に払い出されたものであることが確認でき、いずれの者も同日より前に厚生年金保険の被保険者記録は無い上、当該払出簿及び同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記録を遡及して訂正するなどの不自然な点は見当たらず、ほかに申立人が主張するような同社に係る記録が消されたという形跡もうかがえない。

また、申立期間当時の専務は、自分は現場にいたため、社会保険の手続等には関与しておらず、A 社が、申立人の申立てどおりの届出を行っていたか、申立人の給与から申立期間に係る保険料を控除していたか及び社会保険出張所に申立期間に係る保険料を納付していたかについては、いずれも不明である旨の供述をしており、このほかに年金記録確認新潟地方第三者委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（秋田）厚生年金 事案 8308（埼玉厚生年金事案 84 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得がいかず、前回、第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められないとのことだった。

今回、A社が発行した「在職証明書」及び「厚生年金保険証明書」に加え、新たに、自分と同期入社で同じ仕事を担当していた同僚が書いた申立期間の勤務を証明する書面を提出するので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主及び同僚の証言から申立人は申立期間においてA社に勤務していたことはうかがえるものの、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書や賃金台帳等の資料が見当たらないこと、及び同僚から保険料控除の有無について供述を得ることができないことなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 20 年 5 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間にA社に勤務していたこと及び申立期間に厚生年金保険に加入していたことを証明する資料として同社が発行した「在職証明書」及び「厚生年金保険証明書」を再度提出するとともに、新たに、申立期間に同社に勤務していたことを証明する資料として同期入社の同僚が作成した書面を提出するので、再度調査の上、記録を訂正してほしい旨、申立てをしている。



しかしながら、事業主は、上記「在職証明書」及び「厚生年金保険証明書」については、「申立人からの依頼に基づき、前任の担当者が作成したものであり、当該証明の根拠となる資料は無く、申立期間における申立人の申立てどおりの届出の有無や保険料控除の有無については、いずれも不明である。」旨の回答をしている。

また、今回、申立人が提出した書面を作成した同僚は、「自分は事務の仕事ではなかったので、申立人が入社したことや勤務していたことは分かるが、勤務期間は分からない。」旨の回答をしており、同僚が作成した書面の記載内容からは、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、申立人が、申立期間において同社に勤務していたこと及び申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを推認することはできない。

さらに、今回、新たに事業主から提出された「健保、雇用控」には、当時の従業員の厚生年金保険の記号番号、健康保険の整理番号、氏名、生年月日等が記載されているところ、申立人の記録の備考欄に「31.12.1 退職」の記載が確認でき、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立人の同社における被保険者資格喪失日である昭和31年12月1日と一致している。

加えて、上記被保険者名簿を確認したところ、申立期間に申立人の記録は無い上、申立人が昭和31年12月1日に資格喪失している記録の備考欄には健康保険証を返納したことを示す「証返納」の表示があるとともに、返納日は「31.12.1」と記載されており、申立人は31年12月1日に健康保険証を返納したと考えられる。

また、上記被保険者名簿により申立人と同じ昭和31年8月21日に被保険者資格を取得していることが確認できる16人のうち、所在が判明した5人に照会したところ、前述の同僚を含む4人から回答があったが、前述の同僚のほかに申立人の名前を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の有無が確認できない。

このほかに年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8309

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 9 月 12 日から 54 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 54 年 10 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、A 県 B 区にあった C 店「D 事業所」に勤務した期間及び E 県 F 市にあった G 事業所の C 店「H 事業所」に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。両事業所ともに正社員として勤務し、厚生年金保険にも加入していたと記憶している。当時の同僚の名前も記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がほぼ同時期に C 店 D 事業所に勤務していたとする同僚が、申立人の記憶とは期間が異なるものの、申立人が C 店 D 事業所に勤務していたと供述していることから、申立人が同店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、C 店 D 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、前述の同僚の妻も申立人とほぼ同時期に C 店 D 事業所に勤務していたとしているところ、同僚及び同僚の妻は、「D 事業所の従業員は 3 人で、厚生年金保険や健康保険には加入していなかったと思う。」旨の供述をしているところ、オンライン記録により、当該同僚及び同僚の妻は、いずれも自身が同店に勤務していたとする期間に厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、C 店 D 事業所の商業法人登記簿は確認できないほか、申立人及び同僚は事業主の氏名を記憶しておらず、事業主の所在を特定するこ

とができないことから、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、申立人は、C店D事業所があった建物の2階にI店があり、事業主の親族が経営していたと記憶していることから、現在、同住所にあるI店に照会をしたが、当該I店からは当時の状況について回答を得ることができない。

なお、オンライン記録により、申立人は、申立期間①において、国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C店H事業所は、G事業所の1階にあった。」としているところ、申立期間②のうち、昭和54年10月1日から55年4月14日までの期間については、申立人に係るG社における雇用保険の加入記録が確認できることから、当該期間において、申立人がC店H事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録により、申立人のG社における離職日は昭和55年4月14日である上、離職票が交付済みとなっていることが確認でき、申立期間②のうち、同年4月15日から56年4月1日までの期間については、同社における勤務実態が確認できない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、C店H事業所及びG社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

さらに、G社の商業法人登記簿及びC店H事業所の元従業員の供述により所在が判明した同社の元事業主は、「G社及びC店H事業所は、厚生年金保険には加入しておらず、従業員各自が国民年金や国民健康保険に加入する条件だった。」としており、「従業員の給与から厚生年金保険料の控除も行っていなかった。」と回答している。

加えて、申立人が氏名を記憶している同僚は、「C店H事業所は厚生年金保険には加入していない事業所だった。」、「当時の健康保険証は国民健康保険証だった。」と供述しているところ、オンライン記録により、当該同僚がC店H事業所に勤務していたとする期間は、国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

なお、オンライン記録により、申立人は、申立期間②において、国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8310

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月 26 日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 12 月 20 日から 48 年 3 月 1 日まで  
③ 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで

年金記録を確認したところ、申立期間①について、A社に昭和 44 年 1 月 26 日から同年 6 月 5 日までの期間勤務していたが申立期間①の厚生年金保険の記録が無い。また、申立期間②について、B社C営業所に 44 年 7 月 1 日から 48 年 3 月 1 日までの期間勤務していたが、申立期間②の厚生年金保険の記録が無い。そして、申立期間③について、D社に 53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に半年以上勤務していたとする元従業員は、「自分も厚生年金保険の記録が無い。」と供述していることから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったことがうかがえる。

また、A社の事業主は既に死亡しており、事業主の妻は、「申立人のことは分からない。」と供述していることから、申立期間①の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人の年金手帳の記号番号は昭和 44 年 6 月 1 日に資格を取得した際に新規に払い出されていることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録及びB社から提出された「退職者一覧表」により、申立人は同社に、昭和 44 年 7 月 1 日から 45 年 12 月 20 日までの期間、勤務していたことが確認できる上、

当該期間は同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の被保険者記録と一致する。

また、B社C営業所の元所長は、「自分が辞める前に申立人は既に辞めていたと思う。」と回答しているところ、上記被保険者名簿により、当該元所長の資格喪失日は昭和47年3月6日であることが確認できる。

さらに、申立人及び上記元所長は、申立人と一緒に勤務していた同僚より、申立人は早くB社C営業所を退職したとしているところ、上記被保険者名簿により、当該同僚の資格喪失日は昭和46年8月21日であることが確認できる。

加えて、B社の事務担当者は、「当時の資料を探してみたが、取得や喪失の資料はなかった。当時の担当者もいないので詳しいことは分からない。」と供述していることから、申立期間②において、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間③のうち、昭和53年12月16日から54年6月25日までの期間において、D社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、D社に係る事業所別被保険者名簿により、同社は昭和55年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間③当時のD社の従業員数について、「社長を含めて3人でやっていた。」と供述していることから、同社は、当時の厚生年金保険法における適用事業所としての要件を満たしていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間③当時のD社の事業主は既に死亡しており、事業主の妻とも連絡が取れないことから、申立期間③において、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間③より前の昭和53年3月29日に国民年金の資格を取得しており、申立期間③の全ての期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。